東京チッキー＆クラちゃんクラブ 規約（案）

# 総則

## 名称

このクラブは、「東京チッキー＆クラちゃんクラブ」（以下「クラブ」と称す）とする。

## 所在地

このクラブは、事務局を新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 9階に置く。

# 目的及び事業

## 目的

本クラブは、霞ヶ丘地域において、スポーツ及び文化活動を推進し、地域住民の世代を超えた交流と連携を促進することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 事業

このクラブは、前条の目的を遂行するため次の事業を実施する。

1. スクール、サークル等のスポーツプログラム実施およびその支援
2. スクール、サークル等の文化プログラム実施およびその支援
3. 大会・イベント等の開催および支援
4. 健康・体力づくり相談事業および支援事業の開催
5. 地域の諸機関との連携
6. 指導者、支援者の育成
7. クラブ広報に関わる事業
8. その他目的達成のために必要な事業

# 会員

## 会員

会員は次の２種とする。

1. 正会員

第３条の目的に賛同し、所定の入会申込を行い、会費を納めたもので入会金を納めた個人

1. 一般会員

第３条の目的に賛同し、所定の入会申込を行い、会費を納めたもので入会金を納めた、議決権を有しない個人

## 入会

1. 第３条の目的に賛同し、新たに会員になろうとする者は、所定の入会申込を行わなければならない。
2. 新たに会員になろうとする者は、別に定める入会金を納めなければならない。

## 会費

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

## 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

1. 所定の退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡したとき。
3. 会費を滞納したとき。
4. 除名させられたとき。

## 除名

このクラブは、会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、役員会にはかり、これを除名することができる。

1. この規約に違反したとき。
2. このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 費用の不返還

会費、および拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

# 組織

## 役員

このクラブに次の役員を置く。

1. 会長 １名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 １名
4. 理事 若干名
5. 監事 １名
6. 会長は、会員の中から選任し、総会の承認を得る。
7. 副会長、事務局長、理事、監事、顧問は会長が委嘱する。
8. 役員の職務は次のとおりとする。
9. 会長は、このクラブを代表し、会務を統括する。
10. 副会長は、会長を補佐する。

また、会長が職務を遂行できない場合、その職務を代行する。

1. 事務局長は、このクラブの事務一般を統括する。
2. 理事は、役員会構成メンバーとして、会務を執行する。
3. 監事は、このクラブの財務を監査する。
4. 役員の任期は、１年とする。
5. 役員の再任は妨げない。

## 顧問

このクラブに、顧問を若干名置くことができる。

1. 顧問は役員会の決議を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。
3. 顧問の任期は1年とします。
4. 顧問の再任は妨げない。

## 事務局

このクラブに、事務を処理するため事務局を設ける。

1. 事務局に事務局長及び事務局員を置く
2. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

# 会議

## 種別

このクラブの会議は、総会及び役員会の２種とする。

1. 必要に応じて、専門部会を設置することができる。

## 総会

このクラブの総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

1. 定時総会は、会計年度終了から60日以内に招集されなければならない。
2. 会長が、必要と認めた場合、臨時総会を招集できる。
3. 正会員5人以上の署名が付された召集の請求が出された時、会長は受け取りから30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会は、次の事項を決議または承認する。
5. 事業報告・決算に関すること
6. 事業計画・予算に関すること
7. 役員に関すること
8. 規約の改正に関すること
9. その他、このクラブに関して重要な事項
10. 総会は、正会員をもって構成する。
11. 総会は、会長が招集し、議長を務める。
12. 総会は、正会員総数の１／２以上の出席をもって成立とする。
13. 総会において、議決を委任した正会員は出席したものとみなす。
14. 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。
15. 総会の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。
16. 総会の議事については、議事録を作成する。
17. 議事録には、議長及び議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

## 役員会

役員会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 役員総数の１／２以上から召集の請求があったとき
3. 役員会は、次の事項を決議または承認する。
4. 総会に付議すべき事項
5. 相愛の議決した事項の執行に関する事項
6. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
7. 役員会は、役員をもって構成する。
8. 役員会は、会長が招集し、議長を務める。
9. 役員会の議事は、役員総数の過半数の同意をもって決する。
10. 可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 役員会の議事については、議事録を作成する。
12. 役員会の議事録には、議長及び議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

# 会計

## 資金

このクラブの資金は次のものとする。

1. 入会金および会費
2. 事業等による収入
3. 区、その他の団体からの補助金
4. 寄付金・協賛金
5. その他

## 資金の管理

このクラブの資金は事務局長が管理する。

## 事業計画・予算

このクラブの事業計画・予算は、役員会での承認・決議を要する。

## 予算・決算

このクラブの事業報告・決算は、総会での承認・決議を要する。

## 会計年度

このクラブの会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

# 規約の変更

## 規約の変更

この規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の１／２以上の同意を必要とする。